

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の支払い等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

| | 取 扱 種 別 | 取 扱 期 間 |
|---|--------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 保険金及び未経過保険料の支払い | 2021年1月8日(金)から 同年2月8日(月)まで |
| 2 | 基本契約の解約(解除)及び解約返戻金(還付金)の支払い | |
| 3 | 特約の解約(解除)及び解約返戻金(還付金)の支払い | |
| 4 | 普通貸付金の支払い | |
| 5 | 契約者貸付利率の減免 | |
| 6 | 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し(還付) | |
| 7 | 契約者配当金の支払い | |